

地域医療構想の改革

厚

生労働省は、昨年12月に公表された「新たな地域医療構想等に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、今国会に医療法等の

改正法案を提出した。取りまとめでは、医療需要に関して、人口は、全国的に生産年齢人口を中心に減少するが、高齢者数は2040年頃のピークまで増加し、高齢者救急や在宅医療の需要の増加が見込まれるとしている。一方で、外来医療は全国的に既に需要が減少傾向にあるとし、入院医療についても、病床利用率は低下傾向にあり、多くの医療資源を要する手術については、2020年から2040年にかけて半数以上の構想区域で手術件数が減少する見込みとしている。

こうした医療需要の変化を踏まえれば、当然、医療提供体制も変わる必要がある。取りまとめでは、目指すべき基本的な方向性として以下の4点を挙げている。

1点目は、増加する高齢者救急への対応である。手術の実施を伴うものは少なく、早期からリハビリ

リテーションの提供、自宅等の生活の場に戻る支援体制の確保が求められるとしている。

2点目は、在宅医療需要への対応である。在宅医療については、医療機関や訪問看護ステーション等の連携による24時間の提供体制の構築やオンライン診療の積極的な活用等が求められるとしている。

3点目は、医療の質や医療従事者の確保である。地域ごとの医療従事者の確保とともに、一定の症例や医師を集約などしながら、急性期医療や救急医療を提供する体制の構築が求められるとしている。

4点目は、地域における必要な医療提供体制の維持である。医療DXやタスクシフト・シェア、拠点医療機関からの医師派遣等が求められるとしている。

以上の方向性も踏まえて医療法等の改正法案においては、新たな地域医療構想を、従来の入院医療の病床の機能分化・連携の体制だけでなく、外来・在宅医療、介護

との連携等も含めた医療提供体制全体を対象とするものとしている。

また「治す医療」を担う医療機関と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、医療機関の連携・再編・集約化が重要とする観点から、医療機関がどのような機能を地域で担うのかを明らかにするため、医療機関から都道府県知事に医療機関機能を報告する仕組みを創設し、高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能等の医療機関機能について報告を求めるとしている。

入院医療に関する病床機能報告制度においても、これまでの回復機能を見直し、新たに包括機能を位置付けることとしている。

法案はこれから国会で審議されるが、地域での具体的な対応は、地域医療構想調整会議が大きな役割を担うことになる。保険者もその構成員として効率的で質の高い医療提供体制の構築に向けて主張することが期待される。